

別表（第2条関係）

助成事業名	ひょうご若者被災地応援プロジェクト助成																					
助成事業の目的	ひょうごの若者が継続して被災地を支援することにより、被災地をフィールドとした実践的な被災地支援の人材育成を図る。																					
助成事業の対象となる者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大学・高校・専門学校等に通う学生など、県内在住、在学、在勤の若者で5名以上で構成された団体・グループ（15歳以上（中学生は除く）35歳未満の者を主体とするものに限る）</li> <li>2 代表者の年齢は20歳以上であること（活動参加者全員が20歳未満の場合は、20歳以上の引率者が必要）。</li> </ol> <p>※年齢は申請時点とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 宗教活動、政治活動、営利活動を目的とする団体・グループでないこと。</li> <li>4 反社会的活動を行う団体・グループでないこと。</li> </ol>																					
助成事業の内容	<p>「被災者生活再建支援制度」の適用を受けた復興期を迎えた被災において被災者を支援するために行う活動で、被災地支援を担う人材養成や次世代への継承に繋がる活動を対象事業とし、以下の条件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事前に受入・協働先の団体・グループ、施設等の同意を得るなど計画的に事業を実施し、活動終了後、報告会・学習会等活動の成果の共有・評価を行うこと。</li> <li>2 2日以上支援活動を行うこと（連続した2日でない場合や訪問先が異なる場合も可とする）。ただし活動日程が決定していること。</li> <li>3 オンラインを活用した支援活動も対象とするが、被災地と交流、連携していると認められるものに限る。</li> <li>4 助成の対象となる事業の実施期間は、実施年4月1日から翌年3月10日までとする。 ただし現地での活動は、原則として翌年2月末日までに終わること。</li> <li>5 ひょうごボランタリープラザ主催の活動報告会に参加し発表すること。</li> </ol>																					
対象経費	<p>下表に掲げる経費で領収書のあるもの</p> <table border="1" data-bbox="424 1308 1489 1861"> <thead> <tr> <th></th> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">活動費</td> <td>消耗品費</td> <td>ボランティア活動に要する工具や事務消耗品等の購入経費、炊出しボランティアや交流活動等の食材費、友愛訪問等を行う場合の出し物等に要する材料費</td> </tr> <tr> <td>使用料・賃借料</td> <td>活動の会場となる施設の借上げ費や機材のレンタル代</td> </tr> <tr> <td>印刷費</td> <td>資料及びチラシ等の印刷費</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旅費</td> <td>交通費</td> <td>被災地への往復及び被災地での交通費（バス借上げ費、現地でのレンタカー代等を含む）</td> </tr> <tr> <td>宿泊費</td> <td>被災地での宿泊費</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>講師謝金</td> <td>セミナー、研修会等に招く外部講師に対して支払う謝金及び旅費</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>活動に必要と認められる経費</td> </tr> </tbody> </table> <p>【対象外経費】 経済的でない経費（グリーン車等の利用料金高額な宿泊費等）、上記対象経費以外の食糧費・謝金・報償費、被災地での支援活動として必要性が低い経費（お揃いのTシャツ・ビブス等の作成）、PC等のデジタル機器の購入費用</p>			区 分	内 容	活動費	消耗品費	ボランティア活動に要する工具や事務消耗品等の購入経費、炊出しボランティアや交流活動等の食材費、友愛訪問等を行う場合の出し物等に要する材料費	使用料・賃借料	活動の会場となる施設の借上げ費や機材のレンタル代	印刷費	資料及びチラシ等の印刷費	旅費	交通費	被災地への往復及び被災地での交通費（バス借上げ費、現地でのレンタカー代等を含む）	宿泊費	被災地での宿泊費	その他	講師謝金	セミナー、研修会等に招く外部講師に対して支払う謝金及び旅費	その他	活動に必要と認められる経費
	区 分	内 容																				
活動費	消耗品費	ボランティア活動に要する工具や事務消耗品等の購入経費、炊出しボランティアや交流活動等の食材費、友愛訪問等を行う場合の出し物等に要する材料費																				
	使用料・賃借料	活動の会場となる施設の借上げ費や機材のレンタル代																				
	印刷費	資料及びチラシ等の印刷費																				
旅費	交通費	被災地への往復及び被災地での交通費（バス借上げ費、現地でのレンタカー代等を含む）																				
	宿泊費	被災地での宿泊費																				
その他	講師謝金	セミナー、研修会等に招く外部講師に対して支払う謝金及び旅費																				
	その他	活動に必要と認められる経費																				
助成率	定額																					
助成金の額	上限200千円（千円未満切り捨て）																					

その他の事項	助成金の概算払い 会長が必要と認めるときは、助成金の2分の1の範囲内で概算払いすることができる。
--------	-----------------------------------------------------

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条 (交付申請)	(添付書類) 助成事業計画書 (別紙 1)
	(指定期日) 指定する日
第 8 条第 1 項 (事業の変更承認)	(軽微な経費配分の変更) 次に掲げる変更以外の変更 事業費 (対象経費) の 20% を超える増減
	(軽微な事業の変更) 次に掲げる変更以外の変更 助成対象事業の中止
第 9 条第 1 項 (交付決定額の変更)	(添付書類) 第 3 条に準じる
	(指定期日) 変更することが決まった後すみやかに
第 10 条第 1 項 (助成事業の遂行状況報告等)	(報告事項等) 別途必要が生じた時に定める。
第 12 条第 1 項 (実績報告)	(添付書類) 助成事業実績報告書 (別紙 2)
	(指定期日) 事業完了後 1 か月以内又は事業実施年度の 3 月 10 日までのいずれか早い日